3 貸与奨学金の申込資格

高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人。ただし、次の①~④に該当する人は、記載 内容をよく読み、申込資格があるか必ず確認をしてください。

①留年中等の人

留年(休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く)に相当する期間等は申込みできません。

②過去に奨学金を受けたことがある人

- ア. 奨学生として採用されるまでの間に、次の状態であることが判明しその状態を速やかに解消しない場合には、不採用 となります。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。
 - I. 過去に受けた奨学金の返還誓約書が未提出である場合
 - Ⅱ. 過去に受けた奨学金の返還が延滞中である場合
- イ、奨学生として採用されるまでの間に、過去に貸与を受けた奨学金が、保証機関より代位弁済が行われたことが判明した 場合は、申込資格がありません。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。
- ウ. 過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮さ れたり申込みができない場合があります。

詳しくは21ページ 13 を参照してください。

③債務整理中の人

債務整理中の人は申込資格がありません。また、採用後に奨学生本人が債務整理手続きを開始した場合は、貸与の継続は できません。

4 外国籍の人

外国籍の人は下表のとおり在留資格等によっては申込みができない場合があります。申込みを行う際は、在留資格及び在 留期限(在留期間の満了日)(法定特別永住者及び永住者の場合を除く)を申告し、申込み可能な在留資格であることの証明 書を提出する必要があります(※1)。



(※1) 申込日時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する 書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、貸与奨学生の選考・採用は保留(一定期間経過後は不

なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

- (※2) 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)によるものです。
- (※3) 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3 年法律第71号)によるものです。
- (※4)「定住者」について、将来永住する意思のない人は、貸与対象となりません。
- (※5)「家族滞在」は、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業(修了)していること」又は、「小学校等を卒 業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに 該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある者に限ります。
- (※6) ここでいう「出入国記録」は、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として、申込者が 出入国在留管理庁に開示請求を行い取得した記録をいいます。
- (※7) 申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、奨学金の貸与を受け ることができません。